

簡易専用水道について

簡易専用水道とは

マンション、病院、大規模店舗などでは、水道水を「受水槽」という水槽に受けてから利用している施設が多くあります。

この受水槽の有効容量が10m³を超える施設は「**簡易専用水道**」といい、水道法の規制対象となります。簡易専用水道の設置者には、安全で適切な水を利用者へ供給するために、施設の衛生な管理を行うことが**義務**付けられています。

有効容量とは水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。

簡易専用水道に該当しない施設

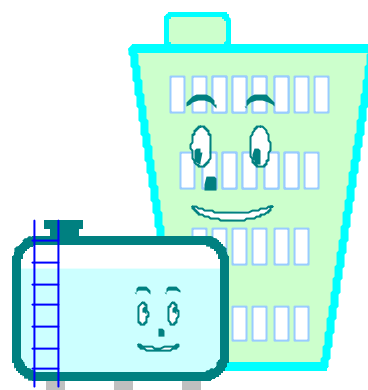
・受水槽の有効容量が10m³以下の施設

(小規模貯水槽の規制がかかるものがありますので、

市町村の水道課に相談してください。)

・飲み水として使用しない施設 (工業用水、消防用水等)

・地下水 (井戸水 等水道水以外のものを貯留している施設)



簡易専用水道の管理義務 (水道法第34条の2等)

簡易専用水道の設置者が行う**管理義務**は、次のとおりです。

1. 簡易専用水道を設置する場合、また届け出ている設置者や構造に変更があったときは、すみやかに保健所等に**届出書**を提出してください。
2. 1年以内ごとに1回、**登録検査機関の検査**を受けてください。
厚生労働大臣の登録を受けた検査機関 (水道法第34条の2第2項) については、以下の厚生労働省のホームページを参照し、依頼してください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kaisei/15/dl/meibo2.pdf>

3. **検査の結果、衛生上特に問題があると認める場合には、岐阜保健所生活衛生課にその旨を報告してください。**
4. 水槽の**清掃**を1年以内ごとに1回定期的に行ってください。
5. 水槽のき裂等により水槽内に有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、すみやかに改善の措置を講じてください。
6. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観及び残留塩素の有無に注意し、これらに異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いのあるときは、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行ってください。
7. 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、又その旨を利用者等に知らせてください。
8. 管理については、帳簿を備えて記録し、3年間保存してください。
9. 設置者が管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にしてください。

岐阜県岐阜保健所生活衛生課

各務原市那加不動丘 1 - 1

TEL: 058-380-3003

